を「同項第四号」に改め、同条第三項中「第三種特別加入者」という。）」の下に「のうち、労災保険法第三十三条第六号又は第七号に掲げる事業により当該業務災害が生じた場合」を、「。）の額（この下に「労災保険法第八条第三項に規定する給付基礎日額を用いて算定した保険給付、」を加え、「すべて」を「全て」に、「通勤災害に係る災害率及び二次健康診断等給付に要した費用」を「複数業務要因災害に係る災害率、通勤災害に係る災害率、二次健康診断等給付に要した費用の額及び厚生労働省令で定めるところにより算定された労災保険法第八条第三項に規定する給付基礎日額を用いて算定した保険給付」に改め、同条第五項中「第五項の規定による国庫の負担額」の下に「（同条第一項第四号の規定による国庫の負担額を除く。）」を、「加減した額」の下に「から同法第十条第五項に規定する教育訓練給付の額（以下この項において「教育訓練給付額」という。）及び同条第六項に規定する雇用継続給付の額（以下この項において「雇用継続給付額」という。）を減じた額」を、「における失業等給付額等」の下に「から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額」を、「当該失業等給付額等」の下に「から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額」を加え、同条第六項中「から」の下に「当該一般保険料徴収額に育児休業給付率（千分の四の率を雇用保険率で除して得た率をいう。）を乗じて得た額及び」を、「二事業費充当徴収保険料額」という。）」の下に「の合計額」を加え、「額及び」を「額並びに」に改め、同条第九項中「前項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　前項の場合において、厚生労働大臣は、雇用安定資金の状況に鑑み、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を同項の規定により変更された率から千分の〇・五の率を控除した率に変更することができる。

第十二条に次の一項を加える。

11　前項の規定にかかわらず、第九項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十一・五から千分の十九・五まで」とあるのは「千分の十・五から千分の十八・五まで」と、「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十二・五から千分の二十・五まで」と、「千分の十四・五から千分の二十二・五まで」とあるのは「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の二・五」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の三・五」とする。

第十四条第一項中「及び通勤災害」を「、複数業務要因災害及び通勤災害」に、「業務災害に係る」を「業務災害及び複数業務要因災害に係る」に改める。

第十四条の二第一項中「業務災害」の下に「、複数業務要因災害」を加える。

附則第十条中「第五項の規定による国庫の負担額」の下に「（同条第一項第四号の規定による国庫の負担額を除く。）」を、「附則第十三条第一項の規定による国庫の負担額」の下に「（育児休業給付金に係る国庫の負担額を除く。）」を加える。

附則第十条の二中「平成三十一年度」を「令和三年度」に改める。

附則第十一条第一項中「平成三十一年度」を「令和三年度」に改め、同条第二項中「同条第九項」を「同条第十項」に改め、「千分の二十まで」と」の下に「、同条第十一項中「千分の十一・五から千分の十九・五まで」とあるのは「千分の九・五から千分の十七・五まで」と、「千分の十・五から千分の十八・五まで」とあるのは「千分の八・五から千分の十六・五まで」と、「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十一・五から千分の十九・五まで」と、「千分の十二・五から千分の二十・五まで」とあるのは「千分の十・五から千分の十八・五まで」と、「千分の十四・五から千分の二十二・五まで」とあるのは「千分の十二・五から千分の二十・五まで」と」を加える。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正）

第五条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「確保の促進」を「確保の促進等」に改める。

第六条第二項第二号中「雇用」を「就業」に改め、同項第四号中「第九条に規定する高年齢者雇用確保措置」を「高年齢者雇用確保措置等（第九条第一項に規定する高年齢者雇用確保措置及び第十条の二第四項に規定する高年齢者就業確保措置をいう。第十一条において同じ。）」に改める。

第二章の章名中「促進」を「促進等」に改める。

第九条第二項中「この項」の下に「及び第十条の二第一項」を加える。

第十条の次に次の二条を加える。

（高年齢者就業確保措置）

第十条の二　定年（六十五歳以上七十歳未満のものに限る。以下この条において同じ。）の定めをしている事業主又は継続雇用制度（高年齢者を七十歳以上まで引き続いて雇用する制度を除く。以下この項において同じ。）を導入している事業主は、その雇用する高年齢者（第九条第二項の契約に基づき、当該事業主と当該契約を締結した特殊関係事業主に現に雇用されている者を含み、厚生労働省令で定める者を除く。以下この条において同じ。）について、次に掲げる措置を講ずることにより、六十五歳から七十歳までの安定した雇用を確保するよう努めなければならない。ただし、当該事業主が、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の同意を厚生労働省令で定めるところにより得た創業支援等措置を講ずることにより、その雇用する高年齢者について、定年後等（定年後又は継続雇用制度の対象となる年齢の上限に達した後をいう。以下この条において同じ。）又は第二号の六十五歳以上継続雇用制度の対象となる年齢の上限に達した後七十歳までの間の就業を確保する場合は、この限りでない。

一　当該定年の引上げ

二　六十五歳以上継続雇用制度（その雇用する高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後等も引き続いて雇用する制度をいう。以下この条及び第五十二条第一項において同じ。）の導入

三　当該定年の定めの廃止

2　前項の創業支援等措置は、次に掲げる措置をいう。

一　その雇用する高年齢者が希望するときは、当該高年齢者が新たに事業を開始する場合（厚生労働省令で定める場合を含む。）に、事業主が、当該事業を開始する当該高年齢者（厚生労働省令で定める者を含む。以下この号において「創業高年齢者等」という。）との間で、当該事業に係る委託契約その他の契約（労働契約を除き、当該委託契約その他の契約に基づき当該事業主が当該事業を開始する当該創業高年齢者等に金銭を支払うものに限る。）を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者の就業を確保する措置

二　その雇用する高年齢者が希望するときは、次に掲げる事業（ロ又はハの事業については、事業主と当該事業を実施する者との間で、当該事業を実施する者が当該高年齢者に対して当該事業に従事する機会を提供することを約する契約を締結したものに限る。）について、当該事業を実施する者が、当該高年齢者との間で、当該事業に係る委託契約その他の契約（労働契約を除き、当該委託契約その他の契約に基づき当該事業を実施する者が当該高年齢者に金銭を支払うものに限る。）を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者の就業を確保する措置（前号に掲げる措置に該当するものを除く。）

イ　当該事業主が実施する社会貢献事業（社会貢献活動その他不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする事業をいう。以下この号において同じ。）

ロ　法人その他の団体が当該事業主から委託を受けて実施する社会貢献事業

ハ　法人その他の団体が実施する社会貢献事業であつて、当該事業主が当該社会貢献事業の円滑な実施に必要な資金の提供その他の援助を行つているもの